

民間工場等に勤務する自衛官の勤務地指定に関する通達

昭和 35 年 7 月 28 日
陸幕発 1 第 255 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 25)

民間工場等に勤務する自衛官の勤務地指定に関する通達
標記の件、外注検査等のため、自衛官を検査官等として民間工場等に長期間
勤務させる必要がある場合には、下記により実施されたい。

記

1 勤務地の指定

部隊等に所属する自衛官を検査官等として民間工場等に長期間勤務させる
必要がある場合には、関係部隊等の長は関係民間工場等の最寄りの駐屯地に
「勤務地」を指定し、その勤務地から当該民間工場等に通勤させることがで
きる。この場合、検査官等が、民間工場等の近くに住居を構えて当該住居か
ら民間工場等に通勤することは差し支えない。

2 勤務地指定の手続等

(1) 勤務地の指定を行う場合には、当該自衛官の所属する部隊等の長は、
あらかじめ検査官等の勤務する民間工場等の最寄り地の部隊等の長（「駐
屯地司令たる部隊等の長」をいう。以下同じ。）と協議した後、理由を
付して陸上幕僚長に申請し、その承認を受けるものとする。

承認を得た部隊等の長は、勤務地の指定を発令し、指定勤務地の部隊
等の長に通報するものとする。

(2) 勤務地の指定を解除する場合には、所属部隊等の長は、その旨指定勤
務地の部隊等の長に通報するものとする。

3 身分取扱等

勤務地を指定された自衛官の身分上の事項に関する取扱いは、所属する部
隊等の長において行うものとする。

4 人事日報の記載

人事日報の記載は、人事日報取扱要領に示すところによる。

5 給与の支給

- (1) 給与は指定勤務地の部隊等の給与支給機関において支給するものとし、「給与支給依頼」の手続によるものとする。

このため、所属部隊等の長は、勤務状況通知書その他給与計算等に必要なとする資料を指定勤務地の俸給支給機関の長に送付するものとする。

- (2) 通勤手当は、勤務地を指定された自衛官が営内に居住する場合には、指定勤務地の部隊等から民間工場等まで、営外に居住する場合は当該自衛官の住居から民間工場等までについて支給する。

- (3) 寒冷地手当は、指定勤務地の駐屯部隊の支給区分に応じ支給の要否及び支給額を決定する。

6 旅費の支給等

- (1) 勤務地指定を命ぜられ、又は当該勤務地指定を免ぜられて移転するための旅行は赴任とみなす。

- (2) 旅行命令は、所属部隊等の旅行命令権者が発するものとする。

7 食事の支給

営内に居住する勤務地の指定を受けた自衛官は、赴任旅費の支給を受けた派遣勤務者と同様の取扱いを行うものとする。

配布区分：「G」

調達実施本部検査第1課長 1部

同 検査第2課長 1部

同 調整課長 1部

武器補給処十条支処長 1部

海田市駐屯地司令 1部

陸幕第1部長 4部

〃 第3部長、第4部長。総務課長、武器課長、会計課長 各3部